令和６年経済建設常任委員会概要記録

（会期中）

○会議日時　令和６年６月６日（木）　午前９時 30 分 ～ 午前 10 時 40 分
○場所　議会特別会議室

委員の出欠状況（出席＝○　欠席＝×）					
職	出欠	氏　　名	職	出欠	氏　　名
委員長	○	伊 藤　陽 一	副委員長	○	松 山　　裕
委　員	○	加 藤　好 雄	委　員	○	五 戸　豊 弘
委　員	○	石 川　信 夫	委　員	○	大 島　昌 弘
			出席　６人		欠席　０人

説明のために出席した者			
職	氏　　名	職	氏　　名
産業振興部長	伊 澤 仁 一	都市建設部長	倉 持 吉 男
農 政 課 長	神 戸 良 和	商工観光課長	関　　孝 夫
農業委員会事務局長	金 田 欣 明	都市政策課長	古 橋 栄 一
管理保全課長	北 野 和 利	整 備 課 長	永 塚　　勝
上下水道局長	野 口 政 人	上下水道課長	須 賀 秀 人

事務局			
職	氏　　名	職	氏　　名
議会事務局長	五 月 女　治	議 事 課 長	大 門 啓 美

○議員傍聴者　鈴木一司議員、村尾光子議員
○一般傍聴者　なし

１．開　会

２．あいさつ　　伊藤陽一 委員長

３．概要録署名委員　　大島 委員

４．事件

（１）付託事件審査について

補足説明　なし

議案第52号　令和６年度下野市一般会計補正予算（第１号）【所管関係部分】

≪質疑・意見≫

［歳入］

23 款１項４目　土木債

〇大島委員：公共事業等債の充当率を伺う。

●整備課長：90パーセントである。

［歳出］

７款１項２目　商工業振興費

〇石川委員：商工振興事業の償還金が新たに追加されたが、内容を伺う。

●商工観光課長：令和２年度下野市新型コロナウイルス感染症経営安定化資金において、事業所が融資を受ける際に信用保証協会に支払う保証料を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し全額補助した。しかし、融資実行後、30 社の事業所から繰り上げ返済があり、保証協会から市へ保証料の返還が生じた。繰り上げ返済による信用保証料の減額に伴う返還額が、交付金対象事業費として不用額となり、本年６月末までに国への返還義務が生じ補正した。

８款２項２目　道路橋梁新設改良費

〇加藤委員：市道３か所、それぞれの補正内容を伺う。

●整備課長：毎年行っている財務省、国土交通省への要望活動により、想定以上の国からの交付金内示額があり増額補正した。道路局における交付金内示額は、令和５年度が４億 1,200 万円、令和６年度が４億 4,300 万円であり、前年度比で８パーセントの増額である。市道１－３号線は 90 メートルの道路改良工事であり、当初予定していた 54 メートルの道路改良工事に加え、合計 144 メートルの工事となる。市道２－１号線も、250 メートルの工事延伸であり、今回の補正により令和６年度末に完了予定となる。市道 8370 号線は、しもつけ産業団地南側市道の流末排水を行うため、140 メートルの排水管布設工事であり、下半期から実施する予定である。

〇加藤委員：上位計画があると思うが、今回の工事は当初から予定されていたの

か。

●整備課長：市道２－１号線は完了工区であり国に要望していた。例年、内示額は満額要求しても７割程度である。しかし、今回は要望書を提出した結果、想定以上の内示額となったため、補正し工事を実施する。

○加藤委員：元々計画があり、前倒しで実施するということで理解した。

●整備課長：市道２－１号線は来年度完了を目指し要望していた。市道 8370 号線について、産業団地創業前を目指し、重点事業として要望している。国の交付金も重点配分事業として、通常より多く配分される。今回の３か所は強く要望してきた箇所である。

○加藤委員：それぞれの工期を伺う。

●整備課長：市道１－３号線は事業期間が令和９年度予定。市道２－１号線は今年度末完了を予定。市道 8370 号線は、内示にもよるが令和７年度を目標に考えている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第55号　下野市営住宅管理条例の一部改正について

≪質疑・意見≫

○加藤委員：市営住宅の現状について、住んでいる世帯数・戸数を伺う。

●整備課長：小金井２丁目にある。棟数は２棟、１棟ごとに２戸の住まいがあり、合わせて４戸である。現在は２世帯が居住している。

○加藤委員：今回の条例改正により要件が緩和されると入居資格者が増える。増えた場合、キャパシティは問題ないか。

●整備課長：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正があった。改正前、10 条１項１号において接近禁止命令、同２号において退去等命令が記載されていたが、今回の法改正により、退去等命令のみが 10 条の２に移行した。制度の拡充はあったが、対象者は変わらないため条件は同じである。

○五戸委員：退去までの期間において、警察が介入する事件が発生した場合も裁判所の指示を待つことになるのか。

●整備課長：裁判所が指定した期間においては問題ない。

●都市建設部長：裁判所の命令が出るまでの期間も含め対象になる。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

［要望すべき事項］
なし

５．その他
【産業振興部】
農業振興に関するアンケート調査の結果について
●農政課長より資料に基づき説明

第三次下野市観光振興計画の策定について
●商工観光課長より資料に基づき説明

天平の丘公園におけるクビアカツヤカミキリ被害について
●商工観光課長より資料に基づき説明

【都市建設部】
グリーンタウン内・薬師川沿いの歩道及び東調整池におけるクビアカツヤカミキリ被害について
●保全管理課長より資料に基づき説明

閉　会